

「HeartOne カード規約」新旧対照表

赤字は改定部分を意味する。

新	旧
<p data-bbox="226 387 875 416">[HeartOne カードお申込みにあたってのご留意事項]</p> <p data-bbox="226 485 490 513">1. お申込み可能な方</p> <p data-bbox="226 533 1077 655">HeartOne カードは 18 才以上(高校生除く)で電話連絡可能な方で、当社の提携する金融機関に決済口座をお持ちの方に限りお申込みいただけます。</p> <p data-bbox="226 676 1077 751">HeartOne カードはクレジットカードの性格上カード券面に表示された会員本人に限り利用できるものとします。</p> <p data-bbox="226 772 1077 847">※未成年、学生(成年を含む)の方は、親権者(又はご両親)の同意の確認をさせていただきます。</p> <p data-bbox="226 868 1077 943">お客様からのお申込み受付後、所定の入会審査をさせていただきます、カード発行のお手続きをとらせていただきます。</p> <p data-bbox="226 963 1077 1038">審査によりお申込みの意にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p data-bbox="226 1107 898 1136">※取扱い金融機関一覧表(平成 28 年 10 月 1 日現在)</p> <ul data-bbox="226 1203 1010 1382" style="list-style-type: none"><li>●全都市銀行 左記金融機関は全てお取扱いただけます。</li><li>●全地方銀行 左記金融機関は全てお取扱いただけます。</li><li>●全第二地銀 左記金融機関は全てお取扱いただけます。</li><li>●全長期信用銀行 左記金融機関は全てお取扱いただけます。</li></ul>	<p data-bbox="1108 387 1193 416">(新設)</p>

- 全信用金庫 左記金融機関は全てお取扱いただけます。
- 全労働金庫 左記金融機関は全てお取扱いただけます。
- 商工組合中央金庫 左記金融機関は全てお取扱いただけます。
- 信託銀行:一部お取扱できない信託銀行がございます。
- 信用組合:一部お取扱できない信用組合がございます。
- 農協:47都道府県全て(非オンライン農協を除く)
- 漁協:静岡県漁連 北海道漁連 愛知県漁連 広島県漁連 大分県漁連 富山県漁連 千葉県漁連
- 証券会社:マネックス証券
- その他:ゆうちょ銀行 住信 SBI ネット銀行 楽天銀行 イオン銀行 ジャパンネット銀行 新生銀行 あおぞら銀行 セブン銀行 じぶん銀行

## 2. カードの年会費・利用可能枠

HeartOne カードの入会金及び年会費は無料です。

カードのご利用可能枠につきましては、カードの発行時にご案内いたします。

「ショッピングご利用可能枠」は割賦販売法に基づき算出した「支払可能見込額」の90%以内かつ当社の基準によりお客様毎に設定され、その範囲内でカード毎のご利用可能枠が設定されます。

つきましては、既に当社発行の他のクレジットカードをお持ちの場合、当該カードの「ショッピングご利用可能枠」も合わせて見直しさせていただきます。「キャッシングご利用可能枠」は貸金業法に基づき、他の貸金業者のご利用残高と合算して年収の3分の1以内とさせていただきます。

また、当社のご利用可能枠と他の貸金業者でのご利用残高の合算が100万円を超える場合は、所得証明書類(コピー)のご提出をお願いし

<p>ております。</p> <p>当社発行のクレジットカードをお持ちの場合、今回のカード発行に関する審査の結果、現在の「キャッシングご利用可能枠」が引き下がる場合がございます。</p>	
<p><b>第 18 条(お届け事項の変更等)</b></p> <p>(1)会員には、住所、氏名、電話番号、E メールアドレス、勤務先、金融機関口座、<b>犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(取引目的等を含みます。)</b>等のお届け事項に変更があった場合、すみやかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p><b>第 18 条(お届け事項の変更等)</b></p> <p>(1)会員には、住所、氏名、電話、勤務先、金融機関口座等のお届け事項に変更があった場合、すみやかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。</p> <p>(2)～(3) (変更なし)</p>
<p><b>第 20 条(期限の利益喪失)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③会員が、第 22 条(その他承諾事項)(2)の<b>暴力団等もしくは同条同項</b>各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、<b>同条同項</b>に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p><b>第 20 条(期限の利益喪失)</b></p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2)</p> <p>①～② (変更なし)</p> <p>③会員が、第 22 条(その他承諾事項)(2)のいずれかに該当していることが判明したとき又は、当社が、第 22 条(2)に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>
<p><b>第 22 条(その他承諾事項)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)本会員は、会員が現在、<b>暴力団、暴力団員、暴力団員に該当せず、また、該当しなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知</b></p>	<p><b>第 22 条(その他承諾事項)</b></p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2)本会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、力</p>

<p>能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めことができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>②暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(3)当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。</p>	<p>ードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>①暴力団員  ②暴力団準構成員  ③総会屋等(総会屋、会社ゴロ等)  ④社会運動等標ぼうゴロ  ⑤特殊知能暴力集団等  ⑥その他前各号に準じる者</p> <p>(3) (新設)</p>
<p><b>第23条(会員資格の喪失等)</b></p> <p>(1)</p> <p>①～③ (省略)</p>	<p><b>第23条(会員資格の喪失等)</b></p> <p>(1)</p> <p>①～③ (変更なし)</p>

<p>④カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、<b>届出等を行う際に虚偽の申告をしたとき</b>、又は、当社に対する債務の返済が行われないとき。</p> <p>⑤～⑦（省略）</p> <p>⑧当社に対する<b>暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い</b>もしくは<b>威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為</b>があったとき。</p> <p>⑨（省略）</p> <p>(2)～(4)（省略）</p>	<p>④カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込みなどで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないとき。</p> <p>⑤～⑦（変更なし）</p> <p>⑧当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を棄損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があったとき。</p> <p>⑨（変更なし）</p> <p>(2)～(4)（変更なし）</p>
<p><b>第 24 条(日本国外でのカードのご利用)</b> 日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、<b>国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。なお商品購入代金については、国際提携組織が指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料率を加えたレートを適用します。</b></p> <p>②～④（省略）</p>	<p><b>第 24 条(日本国外でのカードのご利用)</b> 日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合は、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。</p> <p>②～④（変更なし）</p>
<p><b>第 32 条(外国通貨建て取引の円換算方法)</b> 第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、<b>当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金</b></p>	<p><b>第 32 条(外国通貨建て取引の円換算方法)</b> 第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、円換算時に 2% の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用し、また、カードご利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードご利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算します。</p>

<p>を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に 2%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用します。</p>	
<p><b>第 37 条(外国通貨建て取引の円換算方法)</b>  第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。  ①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、<b>当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に 2%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用します。</b></p>	<p><b>第 37 条(外国通貨建て取引の円換算方法)</b>  第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。  ①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、円換算時に 2%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用し、また、カードご利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードご利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算します。</p>
<p><b>第 44 条(外国通貨建て取引の円換算方法)</b>  第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。  ①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、<b>当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレス社が換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に 2%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用します。</b></p>	<p><b>第 44 条(外国通貨建て取引の円換算方法)</b>  第 24 条(日本国外でのカードのご利用)①は以下の通りとします。  ①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、円換算時に 2%の外貨取扱手数料を加えた換算レートを使用し、また、カードご利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードご利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算します。</p>

以上